

年発 0 3 2 7 第 1 号
令和 8 年 3 月 27 日

地方厚生（支）局長
市町村長（特別区の区長を含む。）
日本年金機構理事長
国民年金基金連合会理事長
企業年金連合会理事長

殿

厚生労働省年金局長
（公 印 省 略）

社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令等の施行について

社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和 8 年政令第 43 号）及び社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する政令（令和 8 年政令第 44 号）が令和 8 年 3 月 18 日に、社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（令和 8 年厚生労働省令第 38 号）及び国民年金基金規則等の一部を改正する省令（令和 8 年厚生労働省令第 48 号）が本日にそれぞれ別添のとおり公布され、いずれも令和 8 年 4 月 1 日より施行される予定のため通知する。

これらの改正の主な内容は下記のとおりであるので、その内容について御了知いただくとともに、実施に当たっては、関係者に周知徹底を図り、遺漏のないよう取り扱われたい。

記

第一 改正の内容

1 社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

(1) 国民年金における高齢任意加入制度の対象拡充（延長措置）

昭和 40（1965）年 4 月 1 日以前生まれの者を対象とした高齢任意加入に係る政令事項について、昭和 40（1965）年 4 月 2 日から昭和 50（1975）年 4 月 1 日までの生まれの者を対象とした高齢任意加入にも同様の措置を講じることとする規定の整備を行う。（国民年金法施行令（昭和 34 年政令第 184 号）の一部改正、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関

する法律施行令（平成 8 年政令第 18 号）の一部改正、北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律施行令（平成 14 年政令第 407 号）の一部改正、死刑再審無罪者に対し国民年金の給付等を行うための国民年金の保険料の納付の特例等に関する法律施行令（平成 25 年政令第 280 号）の一部改正、社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令（平成 19 年政令第 347 号）の一部改正及び年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行令（平成 30 年政令第 364 号）の一部改正）

（2） 直近 1 年要件の延長

社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律（令和 7 年法律第 74 号。以下「令和 7 年改正法」という。）において、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和 60 年法律第 34 号）に時限措置として規定されている、初診日前の直近 1 年間に保険料の未納がなければ障害年金の受給を可能とする等の特例である直近 1 年要件の期限が、「令和 8 年 4 月 1 日」から「令和 18 年 4 月 1 日」まで延長されたことから、厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成 9 年政令第 85 号。以下「平成 9 年経過措置令」という。）等においても、同様に「令和 8 年 4 月 1 日」から「令和 18 年 4 月 1 日」まで延長することとする。（平成 9 年経過措置令の一部改正、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成 27 年政令第 345 号）の一部改正及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成 27 年政令第 347 号）の一部改正）

（3） 個人別管理資産の移換に関する説明の時期の変更

確定拠出年金法施行令（平成 13 年政令第 248 号）第 25 条第 2 項及び第 46 条の 2 第 1 項に規定する企業型確定拠出年金（以下「企業型 DC」という。）を実施する事業主の個人別管理資産の移換に関する説明義務について、これまで「加入者が資格を喪失したとき又は企業型 DC が終了したとき」に行うものとされていたところ、「加入者の資格の喪失又は企業型 DC の終了が見込まれるとき」に行うものとし、退職等により資格の喪失や制度の終了が見込まれる者に対して説明を行うことを義務づけることとする。（確定拠出年金法施行令の一部改正）

（4） その他関係政令の一部改正

その他関係政令について所要の規定の整備を行う。

2 社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する政令

（1） 遺族基礎年金と死亡一時金の支給調整に関する経過措置

- ① 令和7年改正法附則第6条第2項の規定において、遺族基礎年金の受給権を有する子と生計を同じくする父又は母が、令和8年4月1日から令和10年3月31日までの間に国民年金法（昭和34年法律第141号。以下「国年法」という。）による死亡一時金の支給を受けた場合は、国年法第41条第2項の見直しによって令和10年4月1日以後の月分から支給停止が解除される子に対する遺族基礎年金について、引き続きその支給を停止することとしているところ、例外として
- ア 死亡一時金の支給事由が生じた日が令和8年3月31日以前である場合
 - イ 父又は母が、死亡一時金（その支給事由が生じた日が令和8年4月1日以後であるものに限る。）の支給を受けた場合であって、かつ、令和10年4月1日以後に子と生計を同じくしなくなった場合
- については、子に対する遺族基礎年金を支給することとする。

② ①イに初めて該当するに至ったときは、令和10年4月から当該場合に該当するに至った日の属する月までの分の支給を停止する。

③ 遺族基礎年金の受給権を有する子が2人以上である場合においては、①イの規定は、それぞれの子について適用する。

(2) 国民年金における高齢任意加入制度の対象拡充（延長措置）に伴う経過措置
昭和40（1965）年4月1日以前生まれの者を対象とした高齢任意加入に係る政令事項について、昭和40（1965）年4月2日から昭和50（1975）年4月1日までの生まれの者を対象とした高齢任意加入にも同様の措置を講じる等の規定の創設を行う。

(3) 石炭鉱業年金基金から確定給付企業年金に承継する権利及び義務承継
企業年金基金（令和7年改正法附則第34条6項に規定する承継企業年金基金をいう。）が石炭鉱業年金基金から承継する権利及び義務は、令和7年改正法附則第34条第6項において、「解散の際現に石炭鉱業年金基金が有する権利及び義務のうち、石炭鉱業年金基金法第十六条から第十八条までに規定する坑内員及び坑外員への年金たる給付及び一時金たる給付の支給に係る業務に関するもので政令で定めるもの」としているところ、その政令で定める権利及び義務は以下とする。

- ア 坑内員及び坑外員への年金たる給付及び一時金たる給付の支給義務
- イ 石炭鉱業年金基金に所属する土地、建物、工作物及び物品に関する権利及び義務
- ウ 坑内員及び坑外員への年金たる給付及び一時金たる給付の支給に係る業務に関する権利及び義務のうち、ア及びイに掲げるもの以外のものであって、厚生労働大臣が指定するもの

(4) その他関係政令の一部改正
その他関係政令について所要の規定の整備を行う。

3 社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令

(1) 厚生年金における離婚分割等の請求期限の伸長

厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号。以下「厚年法」という。）第 78 条の 2 等の規定において、離婚等をした場合、厚生年金の被保険者若しくは被保険者であった者又はその配偶者は、双方の合意又は家庭裁判所の処分に基づき、離婚等をしたときから 2 年以内に婚姻期間中の標準報酬の改定又は決定を請求すること等が規定されているところ、令和 7 年改正法第 2 条による厚年法第 78 条の 2 の改正において、離婚分割の請求期限を現行の 2 年から 5 年とする見直しを行ったことに伴い、関係規定における所要の整備を行う。（厚生年金保険法施行規則（昭和 29 年厚生省令第 37 号）の一部改正）

(2) 国民年金における高齢任意加入制度の対象拡充（延長措置）

国民年金法等の一部を改正する法律（平成 6 年法律第 95 号）附則第 11 条及び国民年金法等の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 104 号）附則第 23 条の規定による高齢任意加入（昭和 40（1965）年 4 月 1 日以前生まれの者を対象とした高齢任意加入）に係る省令事項について、令和 7 年改正法附則第 40 条の規定により、新たに昭和 40（1965）年 4 月 2 日から昭和 50（1975）年 4 月 1 日までの生まれの者も対象者とされたことに伴い、所要の規定の整備を行う。（国民年金法施行規則（昭和 35 年厚生省令第 12 号）の一部改正及び社会保障協定の実施に伴う国民年金法施行規則及び厚生年金保険法施行規則の特例等に関する省令（平成 20 年厚生労働省令第 2 号）の一部改正）

4 国民年金基金規則等の一部を改正する省令

(1) 国民年金基金等における死亡の届出の省略

令和 7 年改正法において、国民年金基金、存続厚生年金基金、存続連合会及び確定給付企業年金の受給権者等が死亡した場合の届出を省略することを可能とする規定の整備が行われたところ、国民年金法施行規則第 4 条第 3 項及び第 4 項を踏まえ、本省令において、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 30 条の 9 の規定により国民年金基金連合会等が機構保存本人確認情報の提供を受けられることができる受給権者等の死亡の届出について、当該受給権者等の死亡の日から 7 日以内に当該受給権者等に係る戸籍法（昭和 22 年法律第 224 号）の規定による死亡の届出を行う場合には、国民年金基金連合会等への死亡の届出については省略することを可能とすることとする。（国民年金基金規則の一部改正、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令（平成 26 年厚生労働省令第 20 号）の一部改正及び確定給付企業年金法施行規則（平成 14 年厚生労働省令第 22 号）の一部改正）

(2) 中小事業主掛金納付制度に関する申出の新設

個人型確定拠出年金加入者（以下「iDeCo 加入者」という。）が複数事業所において使用されている場合であって、中小事業主掛金納付制度の対象となる中小事業主に使用されるとともに、別の事業所において企業型 DC の加入者となっている、又は確定給付企業年金等の他制度の加入者となっている場合には、iDeCo 加入者は企業型 DC の加

入者又は確定給付企業年金等の他制度の加入者となったこと等を当該中小事業主に対して申し出なければならないこととする。（確定拠出年金法施行規則の一部改正）

(3) 石炭鉱業年金基金の解散等に関する規定の新設

令和7年改正法において、石炭鉱業年金基金の解散及び確定給付企業年金への移行が可能となったことを踏まえ、石炭鉱業年金基金法（昭和42年法律第135号）第36条の3、第36条の9及び第37条並びに令和7年改正法附則第34条第7項において厚生労働省令で定めることとされている事項や石炭鉱業年金基金の清算人に関する事項等に関して、確定給付企業年金法施行令（平成13年政令第424号）等の規定を踏まえ、必要な規定を新設する。（石炭鉱業年金基金法施行規則の一部改正）

(4) 企業型年金加入者掛金の額の変更に関する特例

確定拠出年金法（平成13年法律第88号）において、加入者が掛金を拠出することができる旨を企業型DCに係る規約に定める場合は、当該加入者の掛金（以下「企業型DC加入者掛金」という。）の額が当該事業主掛金の額を超えないように企業型DC加入者掛金の額の決定又は変更の方法が定められていなければならないとされていたところ、当該規定が令和7年改正法により削除された。これを踏まえ、この省令の施行日から令和8年11月30日までの間は、企業型DC加入者掛金の額を事業主掛金の額を超えるように初めて引き上げる場合は、確定拠出年金法施行令第6条第4号ハに定める企業型DC加入者掛金の額の変更回数の例外とすることとする。（附則関係）

(5) その他所要の改正

その他所要の改正を行う。

第二 施行期日

令和8年4月1日